令和5年度

養親希望者手数料負担軽減事業の交付申請について

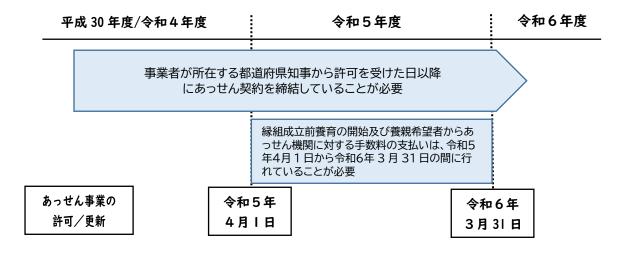
- 1事業の概要
- 2補助の内容・要件
- 3交付申請の手続き
- 4交付申請必要書類一覧・チェックリスト
- 5交付申請書の記載例
- 6あっせん事業者ご担当者様へ
- ~令和5年度茨城県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書 (別紙2)の記載例

1 事業の概要

- この事業は、県内に居住する養親希望者(以下「養親希望者」という。)の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、茨城県が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容 をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 〇 本事業は令和5年4月1日開始の事業であるため、令和5年4月1日以降に縁組成立前養育を 開始し、あっせん機関に手数料を支払った場合を補助対象とします。
- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、あっせん機関の手数料の支払いを行った場合を補助対象とします。(令和6年4月1日以降の支払いについては、令和6年度の助成事業の補助対象となります。)



- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人(世帯)当たり40万円を上限として補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、県内に居住していることが必要です。 (交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で県内に居住 していることが必要です。)

3 交付申請の手続き

- ・ アページ「交付申請必要書類一覧・チェックリスト」
- ・8ページ「交付申請書の記載例」

も併せてご確認ください。

【必要書類】

	必要書類	備考
1	養親希望者手数料負担軽減事業補	
	助金交付申請書(様式1号)	・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーを
2	所要額調書(養親希望者手数料負	とってください。
	担軽減事業) (別紙1)	
		・あっせん事業者が記入する書類です。
		後述の「6 養親希望者手数料負担軽減事業 手数
	令和5年度養親希望者手数料負担	料支払証明書(別紙2)の記載例」に基づき、あっ
3	軽減事業手数料支払証明書(別紙	せん機関が記入したものを、茨城県にご提出くださ
	2)	<i>ι</i> ۱ _°
		・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーを
		とってください。
		・県内に居住していること、続柄を確認するための
		書類です。
4	住民票の写し	・申請日から3か月以内に発行されたものに限りま
		ਭ .
		・原本をご提出ください。マイナンバーの記載は不
		要です。
	あっせん機関が発行した領収書の	・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認する
	コピー	ための書類です。
5	(※交付申請の時点であっせん機	・コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で
	関に手数料を支払い、領収書の交	保管してください。
	付を受けている場合)	・交付申請の時点で手数料を支払っていない場合に
		は、実績報告の際にご提出いただきます。

【申請方法•送付先】

- 申請は 郵送 でお願いします。
- 簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達が証明される郵便をお勧めします。

〒310-8555

住所:茨城県水戸市笠原町978番6

宛先: 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成グループ

電話:029-301-3247(平日9時~12時、13時~17時)

【補助金支払いまでの流れ】

① 令和5年4月1日(土)から令和5年6月30日(金)までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方

令和5年度

【交付申請】 令和5年7月14日(金) 締切 【交付申請】 令和5年7月下旬 (決定通知を送付)

【実績報告書の提出】 交付決定後 10 日以内 【補助金の支払い】 令和5年8月下旬 予定

② 令和5年7月1日(土)から令和5年9月30日(土)までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方 (※①の締め切りに間に合わなかった方は②でも申請できます。)

令和 5 年度

【交付申請】 令和5年 10 月 13 日(金) 締切 【交付申請】 令和5年 10 月下旬 (決定通知を送付)

【実績報告書の提出】 交付決定後 10 日以内 【補助金の支払い】 令和5年 11 月下旬 予定

③ 令和5年10月1日(日)から令和5年12月31日(日)までに縁組成立前養育を開始 し、手数料を支払った方 (※①②の締め切りに間に合わなかった方は③でも申請できます。)

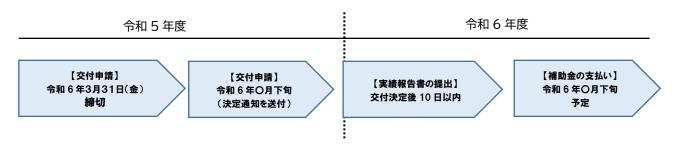
令和 5 年度

【交付申請】 令和6年1月12日(金) 締切 【交付申請】 令和6年1月下旬 (決定通知を送付)

【実績報告書の提出】 交付決定後 10 日以内 【補助金の支払い】 令和6年2月下旬 予定

④ 令和6年1月1日(月)から令和6年3月31日(日)までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方(予定含む)

(※①②③の締め切りに間に合わなかった方は④でも申請できます。)



- 交付申請を受けて、交付決定の通知をお送りします。(令和6年3/31をこえそうな時はご連絡ください。)
- 交付決定の後、実績報告書の提出が必要です。 実績報告書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。

○ 上記①のスケジュールで提出された方でも、書類の不備などがあった場合は②のスケジュールでお支払いいたします。

【支払いに当たっての注意事項】

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。(旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。)
- ゆうちょ銀行の□座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・□座番号が 必要です。
- 茨城県の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。(インターネット バンク等)

茨城県の公金取扱金融機関については、茨城県庁 HP、収納金融機関一覧をご確認ください。(HP アドレスまたは、QR コードより確認できます) https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/suitou/kinyukikan.html



【その他の留意点】

- 〇 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担 になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付すること はできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために県担当者から連絡する ことがあります。(原則として、申請者の電話番号にご連絡します。)
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請提出書類一覧・チェックリスト

NO	提出書類	\square
交付申	請様式	
1 茨坝	成県養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請書(様式1)	
	申請年月日は記載していますか。	
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	申請年月日の時点で県内に居住していますか。	
2 所要	要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業)(別紙1)	
	申請者は交付申請書(様式1)の申請者と同一ですか。	
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、手数料支払証明書(別紙2)に記載してある領収(予定)金額と一致していますか。	
	縁組成立前養育開始(予定)年月日の時点で、県内に居住していますか。	
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書(別紙2)に記載してある領収(予定)金額と一致していますか。	
3 茨坝	或県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書(別紙2)	
	※本様式は、あっせん機関が記入します。 茨城県には原本の送付が必要です。本人控えとしてコピーを取ってください。	
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、 あっせん手数料の領収(予定)日・領収(予定)額を確認しましたか。	
その他	参考となる資料	
1 住	民票の写し	
	申請日から3か月以内に発行されたものですか。	
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	
2 あっ	・ いせん機関が発行した領収書のコピー	
	※交付申請時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から 領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。	
	領収書の日付は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの日付ですか。	
	領収書の日付は、手数料支払証明書(別紙2)のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	
	領収書の金額は、手数料支払証明書(別紙2)のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	

5 交付申請書の記載例

様式第1号(交付申請・県民向け)

令和5年 4月 4日

茨城県知事 殿

住所 茨城県水戸市笠原町978番6

申請者氏名 茨城 太郎

令和5年度茨城県養親希望者手数料負担軽減事業交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 400,000 円
- 2 所要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業)(別紙1)
- 3 茨城県養親希望者手数料負担軽減事業 手数料支払証明書(別紙2)
- 4 その他参考となる資料
- 5 補助金受領の方法 口座振替払

茨城県銀行 金融機関・支店名 ※どちらかに○ 預金種目 普通 · 当座 1234567 口座番号 (フリカッナ) 茨城 炭郎 口座名義

別紙1(交付申請・県民向け)

(養親希望者手数料負担軽減事業) ##1 鸓 籀 翢 币

フリガナ	1.	イバラキ タロウ		4所・	∓310−8555)	555)	妻)	電話番号 029	300 - 301	1 - 3247
甲請者 氏名	П	茨城 太郎		пр	城県水戸	茨城県水戸市笠原町978番6	978番6			
ナガガナ	4	イバラキ ハナコ		4 m. (=	∓ 310−8555)	555)	妻)	電話番号(029 - 301	1 - 3247
配偶者 氏名	ПА	茨城 花子		ць	城県水戸	茨城県水戸市笠原町978番6	978番6			
○あっせん事業の概要	の概要	民間あっせん	民間あっせん機関名及び所在	F在						
1 1 1		地等を記載ください	_	事業者の政	五世	_ <u></u> ⊥)	(
事業者名				·電話番号	出					
養子縁 締結(養子縁組あっせん契約 締結(予定)年月日	契約日	サ	Н Н			縁組成立前養育 開始(予定)年月日		,,	年月日
○補助金算定額表	米	添付する領収	領収証の額を	証の額を記載ください	נו					
総事業費	TTV	基準額	選定額		県補助基本額	基本額	補助率	県補助	県補助所要額	備考
	(A)	(B)		(C)		(D) = (C)	(E)	(I	(F) = (D) * (E)	
	E	E		Œ		E			Н	
		400,000	40	400, 000		400,000	10/10		400, 000	

- 「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。 3 2 3 世
- 4 5
- 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。「県補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。「県補助所要額」の欄は、「県補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。(千円未満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てた額を記載すること。)

6 あっせん事業者ご担当者様

別紙2(交付申請・県民向け)

	民間あっせん機	関が	記入	ずる	用紙です	-				
tte L. b. 100 for other 100.							令和	年	月	ŀ
茨城県知事 殿			a		10 de - 6 d					
			あって	せん事	業者の名 種					
					所在均					
					電話番号					
				f	代表者氏名 (担当者:	名				
					連絡	先)	
下記のとおり、令和5年度を		数料負担	担軽減	事業の	対象となる	あっせん	手数料の支	え払いを		
	受けたこと									
	・受ける予定である	こと				を証明し	ンます。			
あっせん事業者記	3入欄									
あっせん事業の 許可を受けた日	年	月	日							
養親(希望者)情報記入欄										
	申	請者					配偶	者		
フリガナ										
養親氏名										
養親の住所										
養子縁組あっせん契約 締結(予定)年月日	年	月	Ħ							
縁組成立前養育 開始(予定)年月日	年	月	Ħ							
あっせん手数料の 領収(予定)日	領収(予定)日		年	月	日					
領収(予定)金額	領収 (予定) 金額	<u></u>					円			